

美しが丘中部自治会規約

(名称、および事務局)

第 1 条 本会は、美しが丘中部自治会(以下、自治会という)と称し、事務局を美しが丘中部自治会館内に置く。

(区 域)

第 2 条 自治会の区域は、横浜市青葉区美しが丘 1 丁目 23 番、2 丁目 29 番の美しが丘小学校西側道路以西、ならびに 3 丁目 1 番～59 番、62 番～63 番、69 番の区域内とする(詳細は添付図面)。

(目 的)

第 3 条 自治会は民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦と福祉の増進に努めるとともに、自治会区域の良好な居住環境の保全に努め、もって地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

(事業、および組織)

第 4 条 自治会は、前条の目的を達成するため、次の担当理事、担当者を置き、それぞれの事業を行う。

- (1) 総務
- (2) 防犯
- (3) 防火
- (4) 防災
- (5) 福祉
- (6) 保健・衛生
- (7) 環境
- (8) 道路・交通
- (9) 公園
- (10) その他

2 前項の他、前条の目的を達成するため、特別の事業活動を行う必要がある場合は、総会の議決を経て自治会内の組織として、専門委員会を設置することができる。専門委員会は自治会から必要な権限が付与され、自治会と緊密に連携して目的の遂行を図るものとする。

(会 員)

第 5 条 自治会の会員(以下、会員という)は、自治会の区域内に居住する世帯主、またはこれに準ずる者とする。

2 自治会の区域内に不動産を所有し、自治会内に非居住の会員は、準会員(以下、準会員という)とする。

(入会、および退会)

第 6 条 会員として入会する者は、所定の入会届けを会長宛に提出しなければならない。

2 会員のうち、やむを得ない理由がある者は、所定の退会届を会長宛に提出し、退会することができる。

(会 費)

第 7 条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 通常会費 会員 1 所帯 月額 500 円
- (2) 特別会費 新入会員 1 世帯 11,500 円
(通常会費の 23 カ月分を自治会館建設負担金として)
- (3) 臨時会費 必要に応じ、総会の議決を得て臨時に別に定める金額

(4) 準会員会費 準会員1世帯 月額200円
(特別会費の負担はないものとする)

- 2 新入会員が次のいずれかに該当する場合は、特別会費の納入を免除する。
 - (1) すでに特別会費を納入済みの会員からの相続により、新入会員となった場合。
 - (2) すでに特別会費を納入済みの会員の家屋を一時的に借用して、新入会員となった場合。
 - (3) すでに特別会費を納入済みの会員が、転勤等で一時的に転居し、その後、同じ住居に戻って新入会員となった場合。
- 3 既納の会費、その他の拠出金品は、返還しない。

(役員と、その選任)

第 8 条 自治会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上、7名以内
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 理事、および監事は、評議員会において評議員会の互選で選出する。
- 4 会長は理事の互選で選出し、副会長は理事の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

第 9 条 会長は自治会を代表し、その職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また、会長不在のときは、その職務を行う。
- 3 理事は、自らが担当する職務を遂行するとともに、会長、副会長を補佐する。
- 4 監事は、自治会の会計、および職務・事務全般の執行状況を監査する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は1年とする。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会) 理事会は会長、副会長、理事で構成する。しかし、その職責を果たすために監事が出席することを妨げない。

- 2 理事会は次の事項を審議する。
 - (1) 評議員会、および総会に付議、または報告する事項。
 - (2) 自治会の運営に関して、会長が諮問する事項。

(役員解任)

第 12 条 役員が本規約に違反し、または役員としてふさわしくない行為があると認められたときは、総会の議決に基づき解任することができる。

(顧問、相談役)

第 13 条 自治会に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は理事会、評議員会に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問、相談役の任期は1期1年とする。再任は妨げないが3期までとする。

(班、および班長、副班長)

第 14 条 自治会の区域内に居住する一定数の会員ごとに、評議員会の同意を得て班を編成し、それぞれに班長、副班長を置く(現行、43班)。

- 2 班長、副班長は班内会員の輪番制とし、その任期は1年とする。
- 3 班長は班内会員との連絡を密にし、次の役割を分担して自治会活動の円滑な運営に協力する。
 - (1) 会員の自治会に対する要望を取り上げ、評議員会に提案する。

(2) 自治会、あるいは行政機関（県、市、区など）、連合自治会、諸団体などからの連絡事項を、班内会員に伝達する。

(3) 班内会員の不幸や班内で惹起した環境、安全などの情報を、可能な限り自治会に連絡する。

4 副班長は、班長が職務の遂行が困難なときは、その職務を代行する。また、美化委員として、班内の美化に努める。

(ブロックとブロック長、副ブロック長)

第 15 条 前条第 1 項の各班は、隣接する一定数の班ごとに評議員会の同意を得て、ブロックを編成する（現行、4ブロック）。

(行政協力員、団体等の役員の選任)

第 16 条 行政（横浜市、青葉区）、および諸団体に関わる協力員、役員の選任は、会員の中から理事会が選考し、評議員会の承認を得て、会長が推薦、または委嘱する。

2 行政協力員とは、民生委員・児童委員、青少年指導員、保健活動推進員、スポーツ推進委員、選挙推進員、環境事業推進委員など。

3 諸団体役員とは、連合自治会、中学校防災拠点運営委員、小学校防災拠点運営委員など。

(総会)

第 17 条 総会は定時総会、および臨時総会の 2 種とする。

2 総会は会員をもって構成する。

3 総会は次の事項を議決する。

(1) 予算、決算に関する事項。

(2) 評議員、および役員選任の承認に関する事項。

(3) この規約の改廃に関する事項。

(4) その他、自治会の運営に関する重要な事項。

(総会の開催)

第 18 条 定時総会は毎年、3月をめぐりに開催する。

2 臨時総会は、次の各号の 1 つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の 3 分の 1 以上、または監事から書面による開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 19 条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による開催の請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、開催場所、目的、および審議事項を記載した書面をもって、10 日前までに全会員に通知しなければならない。

(総会の議事)

第 20 条 総会の議長は会長とする。

2 総会は会員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 総会の議決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 項の適用については、そ

の会員は総会に出席したものとみなす。

- 5 総会の議事については、その概要について議事録を作成し、議長および総会において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

(評議員)

- 第 21 条 自治会に会員の代議員として、評議員を置く。
2 評議員は各班の班長をあてる。
3 評議員の任期は1年とする。

(評議員会)

- 第 22 条 評議員会は評議員をもって構成する。
2 評議員は、この規約で別に定めるもののほか、会長が提案する次の事項について、審議する。
(1) 各事業の企画、立案。
(2) 自治会の運営に関する事項。
(3) 総会に付議すべき事項。
(4) その他、必要と認める事項。

(評議員会の開催)

- 第 23 条 評議員会は、毎月(8月、3月を除く)開催する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(評議員会の招集、および議事)

- 第 24 条 評議員会は会長が招集する。
2 評議員会の議長は会長とする。
3 評議員会の議事について、第19条第2項、および第3項の規定を準用する。この場合において、「総会」および「会員」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。
4 評議員がやむを得ない理由のため、評議員会に出席できないときは、副班長(副班長がいない班は、その代理人)の出席をもって、出席をしたものとみなす。

(経費)

- 第 25 条 自治会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第 26 条 自治会の会計年度は、毎年3月1日から、翌年2月末日までとする。

(細則の制定)

- 第 27 条 この規約施行のため、必要な細則は評議員会の同意を得て、会長が別に定める。

(規約の改廃)

- 第 28 条 この規約の改廃については、総会において会員の3分の2以上の同意を必要とする。

付 則

この規約は、平成26年3月29日から施行する。

- (昭和47年4月9日 制定)
(昭和48年3月25日 一部改定)
(昭和50年3月30日 一部改定)
(昭和58年3月27日 一部改定)
(昭和60年3月24日 一部改定)

(平成 元年 3 月 26 日 一部改定)
(平成 5 年 3 月 28 日 一部改定)
(平成 13 年 4 月 1 日 一部改定)
(平成 16 年 3 月 28 日 一部改定)
(平成 21 年 3 月 29 日 一部改定)
(平成 26 年 3 月 29 日 一部改定)